

平成30年度第2回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成30年12月17日（月）13時30分開会

場 所：北海道立庁別館西棟3階 1号会議室

1 開 会

○事務局（青野青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、平成30年度第2回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。

私は、くらし安全局道民生活課青少年担当課長の青野でございます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会では議事録の作成を行いますが、議事録は発言の趣旨をとらえまして作成をさせていただき、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長の堀本から、ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○堀本くらし安全局長 皆様、こんにちは。環境生活部くらし安全局長の堀本でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は12月ということで年末のお忙しいところ、委員の皆様におかれましては、本審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日ごろから青少年の健全育成に関しまして、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて近年は、スマートフォンの急速な普及でありますとかインターネット利用の低年齢化に伴いまして、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加しているところでございます。とりわけ、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ製造事件が増加傾向にあり、本道におきましても大きな社会問題となっているところでございます。

また、技術の進歩等により、ゲームソフトは年々、臨場感が増していますが、一般に販売されているゲームソフトの中には、粗暴性や性描写などが過度なものも含まれておりまして、青少年に対する悪影響が懸念される場所です。

こういった状況の中、北海道青少年健全育成条例に規定されている来年は5年に一度の見直しの年に当たりますことから、こうした青少年を取り巻く状況を踏まえながら、本審議会において条例の見直しについても議論いただきたいと思います。本日は「条例の見直しに向けた基本的な考え方」につきまして、北海道知事から諮問させていただくほか、少年非行の現状等についてご説明を申し上げたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、忌憚のないご意見、あるいはご教示を賜りたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） 本日の審議会は、本年度第2回目となります。前回

の審議会において、人事異動の転入者をご紹介させていただきましたけれども、その時に欠席しておりました大西が出席しておりますので、大西から自己紹介をさせていただきますと思います。

○事務局（大西主査） 大西と申します。計画関係の事務を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） それでは、会議に移ります。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところがございますが、本日は、委員定数15名中10名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料1から資料10までと育成条例の全文を配付しております。足りない資料は、ございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。

本日の会議終了は、午後3時ころを目途としております。会議の進行に、ご協力方よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

3 議 事

○丸山会長 丸山です。よろしくお願いいたします。まず、本日の議事に入る前に、前回の審議会でごさんこユースプランの推進状況の報告がありました際、一点ご質問がありました。その件につきまして、事務局から説明があるようですのでお願いします。

○事務局（柴田主幹） 青少年グループの柴田です。皆様お疲れ様です。今、お話ありましたとおり、第1回審議会の報告事項「北海道青少年健全育成基本計画（ごさんこユースプラン）の推進状況」におきまして、熊谷委員と河合副会長から質問をいただいた件の回答につきまして、第1回審議会の議事録と併せて郵送しておりましたが、改めてご説明いたします。資料1をご覧ください。

1枚目が郵送しました回答書、2枚目、3枚目が前回審議会の配布資料の抜粋です。3枚目資料の下段、黒枠で囲ってございます223番「いじめ等対策総合推進事業費」の実績、二重線を引いておりますスクールカウンセラーについて「平成28年度と比較して、29年度の実績が大幅に増加している要因」、それと「スクールカウンセラーの

実人員」、「実績に札幌市を含んでいるか」、「通年型配置の定義」の四点についてご質問がございました。

回答は資料1枚目に戻ります。大幅増加の要因ですが、児童生徒が抱える課題が多様化しており、未配置校でもスクールカウンセラーを活用できることが必要となってきたことから、これまで未配置が多かった小学校に、その小学校を校区に含んでいる中学校のカウンセラーを派遣するという形態を追加し、活用校が増加したことが主な要因でございます。そのため、質問2ですが、活用校の増加がカウンセラーの実人員の増とは直結しませんが、表にありますとおり人員の充実にも努めているところです。また、この統計に札幌市は含んでおりませんでした。質問4の通年型等の定義については表をご参照ください。

また、表の欄外にありますとおり、資料3枚目に「スクールカウンセラー通年型配置」と記載しておりますが、通年型だけではなく、派遣型・巡回型を含んだ全ての実績値でありましたので訂正いたします。

最後に、先日郵送しました本事務連絡について、当方の手違いにより、一部修正前のものを送ってしまいました。本日の資料1の事務連絡と差し替えをよろしく願いいたします。

○丸山会長 ただいま前回の審議会での質問に対する回答について説明をいただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

(質問等なし)

(1) 確認事項

○丸山会長 それでは、本日の議事に移ります。まず(1)確認事項、審議会及び部会の開催方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(成田主幹) はい。青少年グループの成田と申します。前回の審議会で決定した審議会及び部会の開催方法について、前回欠席していた委員もいらっしゃいますので、確認の意味を含め、改めてご説明いたします。資料2をご覧ください。これは、前回の審議会で決定した審議会及び部会の開催方法についてまとめたものです。読ませていただきます。

1 会議の公開について、「(1)北海道青少年健全育成審議会の会議は、北海道情報公開条例第26条により公開とする。ただし、部会で実施する審議のうち、北海道青少年健全育成条例第54条第1項第2号についての審議は、公開することにより、部会委員の自由闊達な発言への制約と特定企業等に対する不利益を及ぼすおそれがあることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きに基づき非公開とする。」これは、現

在開いている審議会と有害図書類の審議等をしていただいている部会は、公開としますが、部会で行う審議のうち、育成条例第54条第1項第2号、つまり有害図書類の指定等に関する審議は、部会委員の自由闊達な発言への制約と特定企業等に対する不利益を及ぼすおそれがあることから非公開で行うということです。

「(2) (1)を原則とし、必要がある場合は会長が審議会に諮って、公開又は非公開の取扱を決定する。」(1)の考え方が原則でありまして、個別に非公開で行うことが必要な審議については、個別に審議会において公開・非公開を決定します。

「(3) 公開として実施した審議会及び部会の開催結果は、議事概要及び議事録を作成し、行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表する。」これは、附属機関の会議で、公開で行われた会議については、道の附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準により、行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表すると定められておりますので、そのように対応します。

「(4) 非公開又は一部公開として実施した審議会及び部会の開催結果は、審議の内容が明らかとなる議事概要及び議事録を作成し、議事概要を行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表する。」道の附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準では、ただ議事概要を作成して公表するとなっておりますが、議論の透明性を確保するために、発言した委員の名前など、発言者が特定されるような記載はしない状態で、部会でどのような意見が出されたのかが分かるようなこれまでよりも詳しい議事概要を作成して、道のホームページに公開したいと考えています。そういう意味で「審議の内容が明らかとなる議事概要」としてしています。

また、議事録については確実に作成し、開示請求があった際には、情報公開条例に基づいて適切に対応いたします。

2 公開の方法、「審議会の会議の公開に当たっては、別途「傍聴要領」に定めるものとする。」これまで使用していた傍聴要領は、資料3-1のとおりでございまして、今後もこれまでと考え方に変更はありません。ただし、これまでの傍聴要領では、部会には対応していませんでしたので、資料3-2の1行目の括弧書きの部分と、それから波線部分を追加しまして、部会にも対応出来るように改めることを提案させていただきます。

3 会議開催の周知、「会議の開催予定に関し、道のホームページの活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項等について、周知するものとする。」これはこれまでと変更はありません。以上です。

○丸山会長 ただ今、会議の開催方法について説明と会議の傍聴要領の一部変更について提案がありました。委員の皆様から、ご質問やご意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。

(質問等なし)

○丸山会長 よろしいでしょうか。それでは、今後の傍聴要領につきましては、事務局案のとおりといたします。

(2) 諮問

○丸山会長 それでは次の諮問に移ります。本日は、北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について、知事から諮問があるとのことですので、お受けしたいと思えます。

(堀本くらし安全局長が諮問書を読み上げ、丸山会長へ手交)

○丸山会長 ただ今、知事から「北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方」について、諮問をいただきました。諮問の内容は、時代の変化等による新たな課題に対応するため、条例見直しの基本的な考え方について、審議会に意見を求めたいというものでした。

そこで、事務局から青少年を取り巻く現状等について説明をいただいてから、委員の皆様のご意見をいただきたいと思えます。

(3) 説明事項

○丸山会長 それでは、(3)説明事項のア「平成25年度以降の条例改正経過」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(成田主幹) それでは条例改正の経過について説明させていただきます。資料4をご覧ください。これは、平成25年度以降の条例改正の内容をまとめたものとなります。育成条例は昭和35年に公布され、これまで様々な改正が行われております。前回の大きな条例の見直しは平成25年に行っておりまして、「青少年の定義」の改正、「インターネットの利用に係る環境の整備」の改正、「携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等」の新設、「個室などへの立ち入り制限等」の新設、指定薬物の使用に係る「場所の提供等の禁止」の追加を行っています。

青少年の定義につきましては、それまでは、学齢の始期以前を規制の対象外としていましたが、保護者による深夜における連れ回し行為等、不健全な行為の被害者となるような事例も見受けられたこと等から、学齢の始期以前につきましても規制の対象に加えていますので、現在、育成条例でいう青少年とは18歳未満の全ての者をいいます。

インターネットの利用に係る環境の整備は、平成18年に新設されたもので、保護者等青少年の育成に関わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その

情報のうち青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧等させないように努めなければならないこと等を規定したのですが、ここで使われていた用語を青少年インターネット環境整備法で規定する用語に整理したものです。

携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等の新設につきましては、インターネットに接続できる携帯電話機等が急速に普及し、青少年がインターネット上の有害なサイトや情報に接し、トラブルや事件に巻き込まれる危険性が増したことや青少年インターネット環境整備法で、青少年が使用する携帯電話機の回線契約を行うときには、携帯電話事業者等にフィルタリングの提供が義務づけられたことを踏まえ、青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするために有効なフィルタリングの必要性を保護者にしっかりと理解してもらい、安易にフィルタリングを不要と判断することがないように、保護者には「フィルタリングサービスを利用しない場合は、その旨及び理由を記載した書面の提出義務」を、携帯電話事業者等には「携帯電話端末の使用者の年齢確認」、「フィルタリングサービスの内容等必要な説明を行うこと」、「説明事項を記載した書面を交付すること」等を義務づけたものです。

個室等への立入りの制限等の新設については、カラオケボックスやインターネットカフェ等で、個室の出入り口に施錠設備を設けた場合や内部の見通しを妨げる設備を設けた場合、そこで、喫煙・飲酒など青少年の非行を誘発・助長するおそれがあることから、そのような個室等に青少年を客として立ち入らせることをないようにする等の努力義務を規定したものです。

指定薬物の使用に係る場所提供の禁止の追加については、危険ドラッグの使用やそれに起因する事件などが社会問題化していたことから、このような薬物乱用被害から青少年を守るため、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為を追加したものです。

平成26年には、薬事法の改正に伴い、関係条文の文言を整理しています。

平成27年には、危険ドラッグへの対策強化を目的とした北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例の制定に伴い、場所提供等の禁止の規制対象行為に、道条例第2条第1項に規定する危険薬物をみだりに使用する行為を追加しています。

そして今年の3月には、青少年インターネット環境整備法が改正され、回線の契約と携帯電話機の販売を同時に行う場合には、フィルタリングの必要な設定を行い、フィルタリングを有効なものにして販売しなければならなくなったことを踏まえ、フィルタリングと有効化措置の必要性を保護者にしっかりと理解してもらい、安易にフィルタリングや有効化措置を不要と判断することがないようにするための必要な改正を行っています。

以上が、前回の大きな改正を行った平成25年以降の条例改正経過となります

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、条例の改正経過について説明をいただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

(意見等なし)

○丸山会長 では、続きまして(3)説明事項のイ「少年非行等の現状」についてですが、資料6、7を見ますと、少年非行の状況と福祉犯被害の状況にわかれていますので、まずは、少年非行の状況から事務局で説明をお願いします。

○事務局(成田主幹) 北海道の少年非行等の現状についてご説明いたします。まず、資料5をご覧ください。この資料は、これからご説明する中で使われている用語の解説となりますので、これからの説明については、資料5を併せてご覧ください。

それでは、資料6をご覧ください。北海道の少年非行の状況についてまとめたものです。1「非行少年の状況」ですが、これは、北海道と全国の非行少年の状況が、毎年どのように変化していったのかを表したものです。これを見ていただきますと、北海道、全国ともに少年非行が大きく減少していることがお分かりいただけると思いますが、平成20年を100とした場合、平成29年には北海道で37.4、全国で35.8まで減少しています。

また、北海道の刑法犯の検挙・補導人員のピークは昭和39年の16,085人でしたが、平成29年は1,308人まで減少していますので、ピークの約12分の1です。全国は、昭和58年が刑法犯の検挙・補導人員のピークで26,163人、平成29年には35,108人にまで減少していますので、ピーク時の約7分の1です。非行少年の総数は、年々減少しています。

次に、2の「刑法犯検挙・補導少年の人口比」ですが、これは、刑法犯の犯罪少年と触法少年の検挙・補導人員について、少年人口千人当たりで毎年の変化を表したものです。これを見ると、少年人口は年々減少していますが、少年人口の減少以上に少年犯罪が減少しているということが分かります。この傾向は、北海道、全国ともに同じです。しかし、14歳以上の犯罪少年では、北海道は全国よりも指数が低いのですが、触法少年については、北海道の減少がにぶく、全国と比較して高い割合の少年が補導されています。

3の「刑法犯犯罪少年と成人の対比」のところですが、これは、全刑法犯の検挙人員に占める少年の割合の毎年の変化を表したものです。10年前の平成20年には、全刑法犯検挙件数に占める少年の割合が北海道で24.3%、全国で26.8%と少年が大きな割合を占めていましたが、平成29年には、北海道が9.3%、全国が12.5%まで割合が低下しておりまして、成人よりも早いスピードで、罪を犯す少年が減少していることが分かります。

次に、2枚目の「刑法犯罪種別検挙・補導少年」のところですが、通し番号が間違っており、通し番号が3となっていますが、正しくは4となります。申し訳ございません、訂正いたします。

これは、刑法犯の罪種別の検挙・補導少年の変化の推移をまとめたものになります。風俗犯を除き、どの罪種も大幅な減少となっています。その中でも窃盗犯は、平成20年の2,042人から平成29年の861人へと、1,181人の大幅な減少となっています。

また、その他刑法犯に含まれる占有離脱物横領につきましても、平成20年の1,090人から、平成29年の164人へと926人の大幅な減少となっています。

犯罪の手口の中で、万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領を総称して「初発型非行」と呼びますが、平成20年の初発型非行の総数は2,776人でしたが、平成29年には908人へと1,868人の大幅な減少となっております。つまり、初発型非行の減少が、少年非行の大幅な減少の大きな要因となっているということが言えます。

以上、ご説明しましたとおり、少年非行は減少傾向にあり、良い状態が続いていますが、全ての少年非行が無くなったわけではなく、昨年は1,308人も少年が刑法犯で検挙・補導されていますし、その中には凶悪犯で検挙・補導された少年が、16人も含まれております。触法少年の補導人員の割合が全国よりも高いという課題もございます。

また、現在の良い状態というものは、何もしないで継続できるものではないと考えています。少年非行の減少は、警察による取り締まりや立ち直り支援、学校や家庭での教育、そして、関係機関団体による少年の健全育成への取組等の様々な活動の成果であると考えておりますので、今後も関係機関・団体と連携した取組を継続し、更なる少年非行の減少を目指していきたいと考えています

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、少年非行等の状況について説明をいただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○熊谷委員 資料6の2ページ目「刑法犯罪種別検挙・補導少年」ですが、この数字全部が補導少年の数字なのですか。

○事務局（成田主幹） 北海道の刑法犯で検挙された犯罪少年と補導された触法少年の総数となります。

○熊谷委員 そこで、占有離脱物横領ですが、これは具体的には自転車ですか。

○事務局（成田主幹） はい。大多数が自転車であると聞いています。

○熊谷委員 万引きはどこに入りますか。

○事務局（成田主幹） 万引きは窃盗犯に入っております。

○丸山会長 占有離脱物横領の大多数が自転車なのですか。

○事務局（成田主幹） 大多数が自転車であると聞いております。

○熊谷委員 窃盗のうち、「万引き」といわゆる「侵入盗」というか、その辺りの区別はあるのですか。大多数が万引きなのですか。

○事務局（成田主幹） 万引きは、平成20年に1,170人で窃盗のうち57.3%となっております。平成29年には、万引きが614人と大幅な減少となっておりますけれども、割合は窃盗のうちの71.0%といった状況です。

○丸山会長 他に何かございませんか。

○河合副会長 全国の触法少年の人口比1.9と比べますと、北海道の触法少年の人口比が3.0と高くなっております。犯罪少年の人口比は2.9で全国と同じようになっておりますけれども、北海道で触法少年の人口比が高いのは、どのような要因が考えられるのでしょうか。

○事務局（成田主幹） 平成20年、刑法犯検挙・補導人員の構成比をみますと高校生が1,493人で全体の41.1%、この時は小学生が197人で全体の5.4%で非常に少ない割合でした。平成29年は高校生が337人で全体の25.9%まで減少しております一方で、小学生が320人と全体の24.5%を占めるまで増えております。そのうち、万引きが251人となっており、小学生の補導人員の78.4%を占めるまで増えておりますので、こうした万引きの取扱いが増えてきているのが要因にあるかと思われれます。

○河合副会長 全国との違いというのも同様の要因でしょうか。

○事務局（成田主幹） 全国との違いで言いますと、特別、北海道で何か目立った要因があるとは聞いてはいたのですが、増えている要因といたしましては、やはり万引きが増えてきていると聞いております。

○丸山会長 他に何かご質問はありますでしょうか。

(意見等なし)

○丸山会長 続いて福祉犯被害の状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(成田主幹) それでは、北海道の福祉犯被害の状況についてご説明いたします。資料7をご覧ください。1の「福祉犯被害の状況」ですが、平成20年の被害少年数を100とした場合、平成29年の北海道で82.9、全国で85.2まで減少しております。北海道、全国ともに福祉犯被害児童は減少傾向にあります。これは、子どもの数が少なくなってきたのが一つの要因であるかと思われます。しかし、児童買春等に代表される福祉犯罪は潜在性が極めて高いため、この表に現れている数字は氷山の一角であり、実際にはこの何倍もの被害が未だにあるもの考えられます。また、近年はSNS等に起因する被害の割合が年々増加してきているという特徴もあります。

次に、2「学識別福祉犯被害少年」ですが、被害に一番あやすいのは中学生や高校生ですが、小学生や未就学の子どものも被害にあっています。平成29年の北海道の未就学と小学生の11名のうちの多くが、児童ポルノの被害者であると聞いております。

3の「法令違反別福祉犯被害児童数」です。どの違反態様も概ね減少傾向にあるのですが、児童ポルノだけ大幅な増加となっております。平成20年と比較すると、平成29年では、北海道で7倍以上、全国でも約4倍となっています。

4の「自画撮り被害の状況」のところですが。自画撮り被害と呼ばれる新たな手口の児童ポルノ被害が急増しています。自画撮り被害とは、SNS等を介して知り合った相手にだまされたり、脅かされたりして、自分の裸を撮影させられて、メール等で送られる被害のことです。このように子どもに裸等の児童ポルノに該当する写真等を撮影させて送らせる行為は、児童ポルノの製造罪に該当する行為です。この態様による被害が全国的に増加しておりまして、昨年の北海道では過去最悪の41人の子どもが被害にあっています。昨年被害にあった41人の子どもたちの内訳を見ますと、中学生が19人、高校生が19人、有職少年が1人で、更に小学生も2人被害にあっています。

自画撮り被害が増加しているのは、子供達のスマートフォンの保有率の増加、SNSの普及、そして、それらの低年齢化が大きな要因であると考えられます。以上が、福祉犯被害の現状になります。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、福祉犯被害の状況について説明をいただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○原委員 福祉犯被害の状況「SNS等に起因する割合」について、北海道と全国の比較した箇所があるのですが、全国の割合を見ますと、平成27、28、29年と、概ね少なめの割合で一定しているのですが、北海道については平成27年が35.3%、平成28

年が 40.2%、平成 29 年が 50.0%と上がってきております。この理由について、何か分析はありますでしょうか。

○事務局（成田主幹） 特別な理由があるとは聞いておりません。認知した事件を一件、一件適切に検挙していった結果、このような結果となっています。

○原委員 そうすると今、氷山の一角であると言われていたところを一件、一件集めていったらこのくらいになったということでしょうか。

○事務局（成田主幹） はい。また、福祉犯被害は潜在性が非常に高いという傾向がありますので、ここに表れている数字以上に、実際の被害があると考えております。

（４）検討事項

○丸山会長 それでは次に、（４）検討事項に移ります。ただ今、事務局から北海道青少年健全育成条例につきまして、平成 25 年度以降の条例改正経過、それから北海道の少年非行等の現状について説明を受けましたので、こういった現状を踏まえた上で、条例の見直しをどのようにしていくかについて検討していきたいと思っております。

事務局では、今説明されました現状を踏まえて「過度な描写を含むゲームソフトへの対応」と「自撮り被害を防止するための対応」の大きく二点の対応が必要であると考えているようですので、まず「過度な描写を含むゲームソフトへの対応」から説明をお願いします。

○事務局（成田主幹） 過度な描写を含むゲームソフトへの対応についてご説明いたします。資料 8 をご覧ください。

北海道青少年健全育成条例はこれまで、他県の条例も参考にしながら時代の変化に合わせて改正を繰り返しておりまして、北海道の育成条例には、他県の主立った規制はほぼ盛り込まれています。その中で、条例全体を確認し、改めて見直しの検討を行う必要があると判断したものが、過度な表現を含むゲームソフトへの対応についてです。

現在、部会では、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある書籍の審査を行っていただいております。これらの書籍につきましては、実際に販売されている以上、有害図書類への指定が必要な書籍については、今後も指定を行っていく必要があるところですが、近年のゲームソフトは、技術的な進歩により極めて臨場感が高く、また、書籍以上に青少年に浸透していることから、青少年に与える影響は極めて大きいと判断されます。委員の方々には先ほどゲーム雑誌を見ていただきましたが、最近のゲームソフトの臨場感の高さを感じていただけたかと思っております。そして、一般に販売されているゲーム

ソフトの中には、暴力や性等について過度な描写が含まれるものもありますので、しっかりと規制を行う必要があると考えます。

現行条例でも個別指定方式による有害図書類への指定が可能ではありますが、ゲームソフトにつきましては、その性質上、ゲームの全体像の把握が困難であるため、これまで、ゲームソフトの有害図書類への指定は行われておりませんでした。

現在、全国の18府県では、この問題を解決するため、ゲームソフトの審査団体を知事の指定団体とし、審査団体が審査し青少年の視聴を不可としたものを、自動的に有害図書類とする団体指定方式を導入しています。北海道でも、アダルトDVD等につきましては、この団体指定方式を採用しており、2団体を知事の指定団体に指定しております。

現在の条例では、団体指定できる図書類が「録画テープ又は録画盤」と限定されており、ゲームソフトは含まれていないとの問題があるため、ゲームソフトについては、団体指定方式を行うことができません。現在、業界団体では自主的な取り組みによりまして、対象年齢を表示し、青少年への販売を自粛する対応を行っておりますが、こういった取り組みを支援するとともに、しっかりと規制を行うため、条例を改正しゲームソフトについても団体指定方式による有害図書指定が行えるようにする必要があると考えます。

指定団体としましては、資料8にある3団体を考えています。一つ目は、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構、通称「CERO」です。この団体では、家庭用ゲームソフトの審査を行っておりまして、任天堂、ソニー、マイクロソフト等では、当該審査団体の審査を経たゲームソフトのみを発売しています。CEROにつきましては18県が団体指定を行っております。

一般社団法人日本コンテンツ審査センター、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構は、アダルト系DVDやアダルト系ゲームソフトの審査を行っており、北海道でもアダルト系DVD等の審査団体として指定をしている団体です。いずれの団体も、適切な対象年齢を表示することによる青少年の健全育成などを目的として設立した団体となります。なお、一般社団法人日本コンテンツ審査センターを審査団体としている県の数については、資料では23道府県となっておりますが、正しくは22道府県となりますので、訂正いたします。

ゲームソフト審査団体の審査基準と、道の有害図書類の認定基準との合致性等につきましては、各団体の部外秘の審査基準について確認する必要があるため、本審議会終了後の部会で審査していただく予定となっております。以上となります。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、検討事項の「過度な描写を含むゲームソフトへの対応」について説明していただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○那須委員 資料8について質問いたします。今、ゲームソフトを規制する必要があり、その審査団体として3団体が記載されておりますけれども、例えば、具体的にどのゲームソフトの場合、どの団体に審査してもらおうとか、その基準はこの後の部会で考えていくということなのでしょうか。

○事務局（成田主幹） 現在、CEROにつきましては家庭用ゲームソフトを専門に審査を行っております。（2）（3）の2団体につきましては、アダルト系のゲームソフトを専門に審査を行っております。

CEROにつきましては家庭用ゲームソフト、ほぼ全て網羅している状況にありまして、（2）（3）の2団体で一般に流通しているアダルト系のゲームソフトも網羅していると聞いておりますので、この3団体の審査基準と道の基準が合致をしていることをこの後の部会で確認いただきまして、知事の指定団体として指定を行いたいと考えております。

○那須委員 では、そもそも家庭用ゲームソフトとは何かというのは、どこかに規定されているものがあるのですか。

○事務局（成田主幹） この3審査団体で審査をして、青少年の視聴等が不相当であると認めたものを北海道としても有害図書として取り扱うということでありまして、道でアダルト系のゲームソフトをここの団体、その他をここの団体として審査をお願いして指定するものではございません。

この3団体は業界団体の自主的な取り組みとして審査をしておりまして、その審査結果で青少年の視聴が不相当であるとしたものを、北海道としても有害図書類として取り扱うといった流れとなります。

○丸山会長 まだ団体指定をすると決まっておりますけれども、部会で審査した後、道でこの3団体を指定団体にすると、その団体が審査した結果は、北海道もそれを認めたことになるということですね。

○熊谷委員 具体的に、この3団体で「これが有害である」といった場合、どのように出荷するのですか。いわゆる「18禁」とかで出荷されるのですか。

○事務局（成田主幹） それぞれの団体において、マークが定められておりまして、例えば、18歳未満、17歳未満それぞれ基準を設けておりまして、外見でわかるようにされております。

○熊谷委員 それを北海道も「追認」というか、「私たちがそう思いますよ」という形式にするということでしょうか。

○事務局（成田主幹） はい。

○熊谷委員 何か実効性はあるのですか。

○事務局（成田主幹） 現在は、業界団体の自主的な取組として区分陳列を行っていたり、青少年への販売を自主的に行わないようしていただいているのですけれども、条例で定める有害図書類に指定された場合は、実際に青少年へ販売することも条例違反となりますし、区分陳列を行うといった義務も発生いたします。

○丸山会長 他に無いようですので、過度な描写を含むゲームソフトへの対応につきましては以上となります。次に、「イ 自画撮り被害を防止するための対応」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（成田主幹） それでは、急増する自画撮り被害を防止するための対応についてご説明いたします。

まず、皆様に自画撮り被害がどのようなものであるかを知っていただくために、短編映画をご覧いただきたいと思います。この短編映画は、自画撮り被害防止の啓発用に、北海道警察が北星学園大学映画研究会に依頼して作成したものです。上映時間は約 10 分間となっています。それではご覧ください。

（短編映画「綻び」上映）

○事務局（成田主幹） いかがだったでしょうか。この短編映画は北海道警察で取り扱った自画撮り被害の事例を元に作成されたものです。子どもが、犯人に言われるがまま画像を送ってしまう心理がとても分かりやすく表現されていたかと思います。

短編映画の事例では、犯人が同年代を装って親身に相談にのる振りをして、裸の画像を送らせていましたが、この他に「しつこく要求する」、「子どもが相手に送った顔写真をばらまくと脅して要求する」、「女性になりすまして、同性として相談にのるように装い要求する」、「『送ってくれないと別れる』と困惑させて要求する」、「『写真をくれたら、お金をあげる』等と対償の供与を約束して要求する」、「画像を要求され、相手に嫌われたくない等の理由から送ってしまう」、「画像を要求された低年齢の子どもが、相手に言われるがまま性的好奇心などから送ってしまう」など、様々な事例がございます。被害は増加傾向にありまして、去年は、過去最悪の 41 人の子どもが被害に

あっています。

それでは、資料 9、資料 10 をご覧ください。自画撮り画像要求行為の規制に対する考え方、現行の規制についてまとめたものとなります。この自画撮り被害は、青少年の未成熟な判断能力につけ込んで行われる極めて悪質な行為であります。子どもたちが、このような被害にあわないように大人が子どもをしっかりと守って行く必要があると考えます。

また、自画撮り被害は SNS 等を介して行われることが多いため、インターネットに画像が流出する危険性が高く、インターネットに画像が流出した場合、子どもたちを将来にわたって苦しめることとなります。現在の規制では、子どもが犯人から要求を受けて、実際に裸の画像を送り、犯人が裸の画像を入手した時点で、児童ポルノの製造罪に該当しますが、犯人を検挙出来るのは、画像を送って被害が発生した後ですので、これでは遅すぎます。

裸の画像等を要求する際に、脅迫などを行った場合には、刑法の脅迫罪や強要罪で画像を送る前でも検挙することが可能ですが、実際には、脅迫や強要に至らないような要求行為が多いのが現状であると聞いております。現行の法規制では、青少年に対して自画撮り画像を要求する行為を禁止する規定はなく、被害発生前の取り締まりが困難な状況にあります。そのため、条例を改正し、青少年に対する自画撮り画像要求そのものを規制して、被害の発生を防止する必要があると考えます。

また、規制に当たっては、自画撮り画像要求行為の悪質性や規制の実効性を担保する観点から、罰則付きの規制にする必要があると考えます。条例を改正して自画撮り画像の要求行為を規制することにより、「道内全体で自画撮り被害を防止する機運の高まり」や「青少年やその保護者の警戒心の高まり」、「学校関係者等による、更なる被害防止教育への取り組み」、「青少年に対し、自画撮り画像を要求する行為が犯罪行為であるということが周知されることによる、画像送付前の相談の増加」、「画像送信前に被疑者を検挙することによる被害防止」、「罰則を設けることによる犯罪抑止」などの効果が期待され、裸の画像等を実際に相手に送ってしまう事例を減少させることができると考えています。

この自画撮り画像の要求行為の規制につきましては、既に、福島県、埼玉県、東京都、兵庫県、福岡県でも育成条例を改正して規制を行っております。これらの都県では「拒まれたにもかかわらず更に求める」、「威迫する」、「困惑させる」、「欺く」、「対償を供与する」という不当な手段による要求行為に対して罰則付きで規制を行っております。北海道でも先行県を参考に、規制すべき不当な手段による自画撮り画像の要求行為を検討し、不当な手段による要求行為に限って罰則を付きで規制を行いたいと考えています。以上です。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、検討事項の「自画撮り被害を防止する

ための対応」について説明していただきました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○熊谷委員 現行法では、規制するのが難しいとの説明でしたけれども、その辺りをもう少し丁寧に教えていただけますか。

○事務局（成田主幹） はい、わかりました。資料10をご覧ください。こちらの資料が、現在の自画撮り被害に係る主な現行の規制をまとめたものとなります。全てではございませんが、主立ったものが記載されております。

まず、画像が実際に相手に到達した場合、これは児童ポルノの製造ということとなりますので、児童買春・児童ポルノ法で検挙することが可能となります。この場合、相手に画像が送られ、到達した場合に検挙が可能となりますので、既に被害が発生してしまっているという状況となります。

資料下の2番にある刑法の脅迫罪、強要罪というものについて、生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して危害を加える、こういったことをして人を脅して画像を要求した場合、画像を送る前に検挙が可能なのですが、実際にはここに至らないような要求行為で送ってしまう事例が非常に多いと聞いておりますので、現行の規制では十分に被害を防止することができないと考えております。

○丸山会長 自画撮りに関する現行の規制のうち、児童買春・児童ポルノ法については、製造罪が中心となっております。児童ポルノを製造するためには、写真等を手に入れることになるわけですが、この法律は手に入れたところから処罰ができる。従って、その未遂のような事例、「写真等を手に入れようと思ったけれども手に入れることができなかった」場合は、製造罪とならない。製造のために手に入れようとしたけれどもうまく手に入らなかった場合は、処罰されません。

今回、提案されました他の都県の条例のようにしますと、未遂段階の規制が入ってきます。要求したことで犯罪となり、そこで取り締まりを行うことで実際に画像を送ることがないようにしていこうという趣旨になります。

あとは、手に入れ方です。脅迫に当たる場合には、刑法の規定に該当しますが、先ほどの映画にありましたように、脅迫をしているのか、していないのかよく分からない、誘っている場合には、もちろん脅迫には当たらないこととなります。さらに、今の映画にもありましたように、子どもたちの間でSNSを介しているため、相手がどういう者なのか分かりませんし、子どもの方でも、相手が子どもだと思って写真をあげたり、コミュニケーションをしたりしますので、例えば、子どもが好意を持っているボーイフレンドに写真をあげる場合もあり得ます。そこまでを全部規制するとなると大変なこととなります。

こういった福祉犯罪の被害防止というのは、刑罰だけですべてを行うのは無理がありますし、刑罰を行使する面では、あまり曖昧なところに刑罰を持ってくると、かえって様々な支障が出てくるので、バランスが必要だというのが一般的な考え方です。

現行法の規制に「それでは、まだ青少年の保護に足りない」とした場合に、これをどこまで条例でカバーしていくかバランスを考えていかななくてはならない。そこで、一定程度、悪質な要求行為にしぼって、児童ポルノ製造罪に当たらない一歩手前を保護の対象とし、こういう条例を設けることによって、社会の意識を高める、親の注意を引く、学校の注意を引く、警察に相談しやすいようにするなど、多方面からの防止策を図っていくというのが、事務局から出された提案の趣旨だと思います。ご自由に御質問、御意見いただければと思います。

(その他、意見等なし)

○丸山会長 ただいま二点、知事の諮問に応じまして、検討すべき事項を見て参りましたが、その他、この二点以外に現状を踏まえて見直すべき事項等について何かご意見がありましたらいただきたいと思いますが、何かございませんか。

(意見等なし)

○丸山会長 それでは、ゲームソフトの団体指定方式の採用、自画撮り画像の要求行為に対する規制に必要性ということ議論がまとまってきたと思いますので、ゲームソフトの団体指定方式による有害図書類への指定、それから、威迫、欺罔、困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段等により、自画撮り画像を要求することに対して罰則を伴う規制が必要だということで、次回、答申をしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○丸山会長 それでは、事前に委員の皆様にご答申の案文を確認していただいた上で、次回の審議会で答申を行うことにしたいと思います。ありがとうございました。

(5) その他

○丸山会長 それでは、(5)その他として委員の皆様から何かありますか。無ければ、事務局から何かありますでしょうか、

○事務局(柴田主幹) 私から1件ございます。次回の審議会の開催予定でございます。

今回は、本日諮問させていただきました「条例改正の基本的な考え方」につきまして、本日の議論を整理した上で、答申をいただきたいと考えております。

さらに、青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）についてでございます。現在の計画は青少年健全育成条例に基づく第1期計画ですけれども、2020年4月を始期とする第2期計画の策定作業を行いまして、来年度に策定する予定としております。そのため、次回審議会においては、まず、現計画の評価について、皆様に意見をうかがいたいと考えております。

以上、二点を主な議事としまして、来年3月中旬頃に次回審議会を開催したいと考えておりますので、年度末のお忙しい時期に重なりますが、どうぞよろしくお願い致します。

○丸山会長 ありがとうございます。他には無いようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了といたします。

4 閉 会

○事務局（青野青少年担当課長） 丸山会長ありがとうございます。また、委員の皆様には、審議会の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。

以上をもちまして、平成30年度第2回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。

以 上